

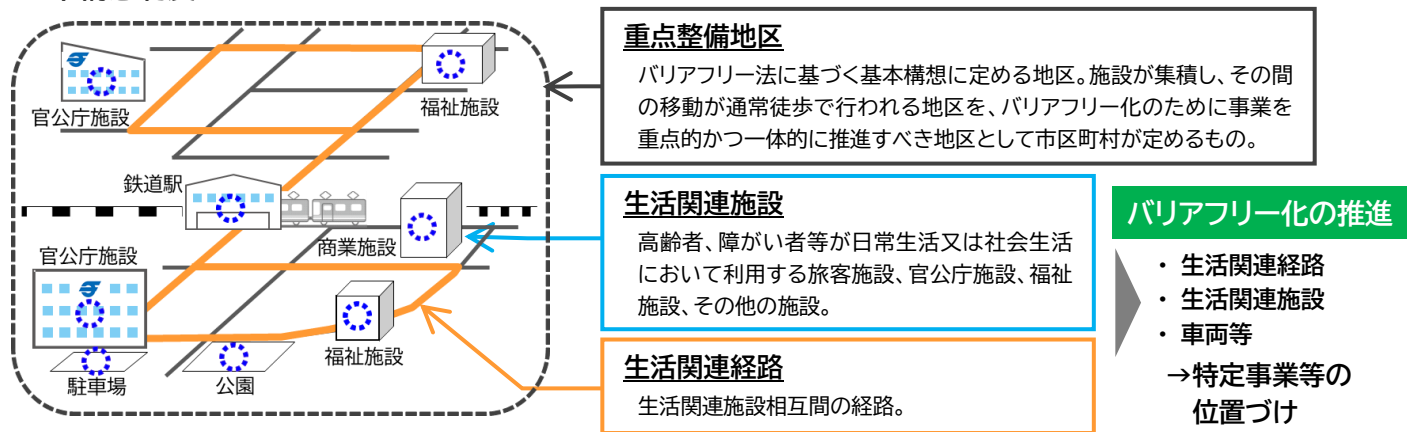
茅ヶ崎市バリアフリー基本構想 — 概要版 —

第1章 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは【本編1ページ】

1. 基本構想とは

- 『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18(2006)年法律第91号)』(以下「バリアフリー法」という。)では、市町村は、移動等円滑化の促進に関する方針又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成するよう努めるものとされています。
- 基本構想は「個々の施設等のバリアフリー化だけではなく、面的かつ一体的なバリアフリー化を図ること」、「新設又は新築の施設だけではなく、既存の施設等のバリアフリー化を図ること」、「市民等の参加の促進を図ること」を目指しています。

<基本構想制度のイメージ>



2. 基本構想改定の目的

- 本市では、平成27(2015)年9月に『茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(以下、「旧基本構想」という。)]』を策定しました。
- 旧基本構想の目標年次を令和4(2022)年度末に迎えたことから、基本構想を改定し、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに向けた本市の考えや方向性を示すとともに、これまでの取組と連携することで、効果的なバリアフリーを推進することを目的とします。茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(令和5年8月策定)(以下、「本基本構想」という。)は、バリアフリー法に基づく対象者に加え、ベビーカー利用者等の子育て世代や外国人、性的マイノリティを含めた多様な人々を対象とします。

3. 基本構想の位置づけ

- 本基本構想は、『茅ヶ崎市総合計画』の目指す将来の都市像“笑顔と活力にあふれみんなで未来を創るまち茅ヶ崎”を踏まえて策定し、バリアフリー法及びこれに関連する条例等と整合を図ります。
- 目標年次は、令和14(2032)年度に設定し、事業実施時期を短期・中期・長期の3段階に分けて設定します。

第2章 基本構想の改定に向けて【本編4ページ】～

第9章 整備促進地区【本編161ページ】

概要版2～3ページを参照

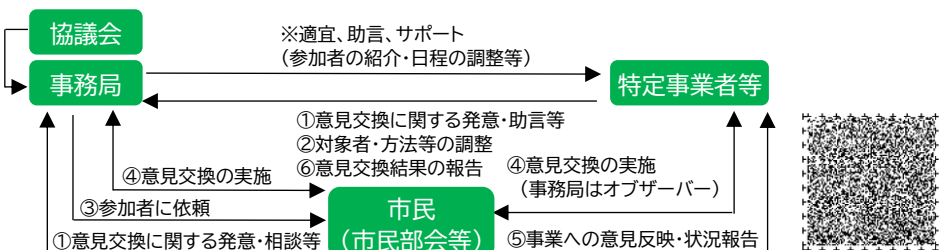
第10章 基本構想の推進【本編164ページ】

1. 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進

- 本市では、基本理念・目標の実現に向けて、各主体の役割と責務を明確化し、それぞれの立場からバリアフリー化を推進します。

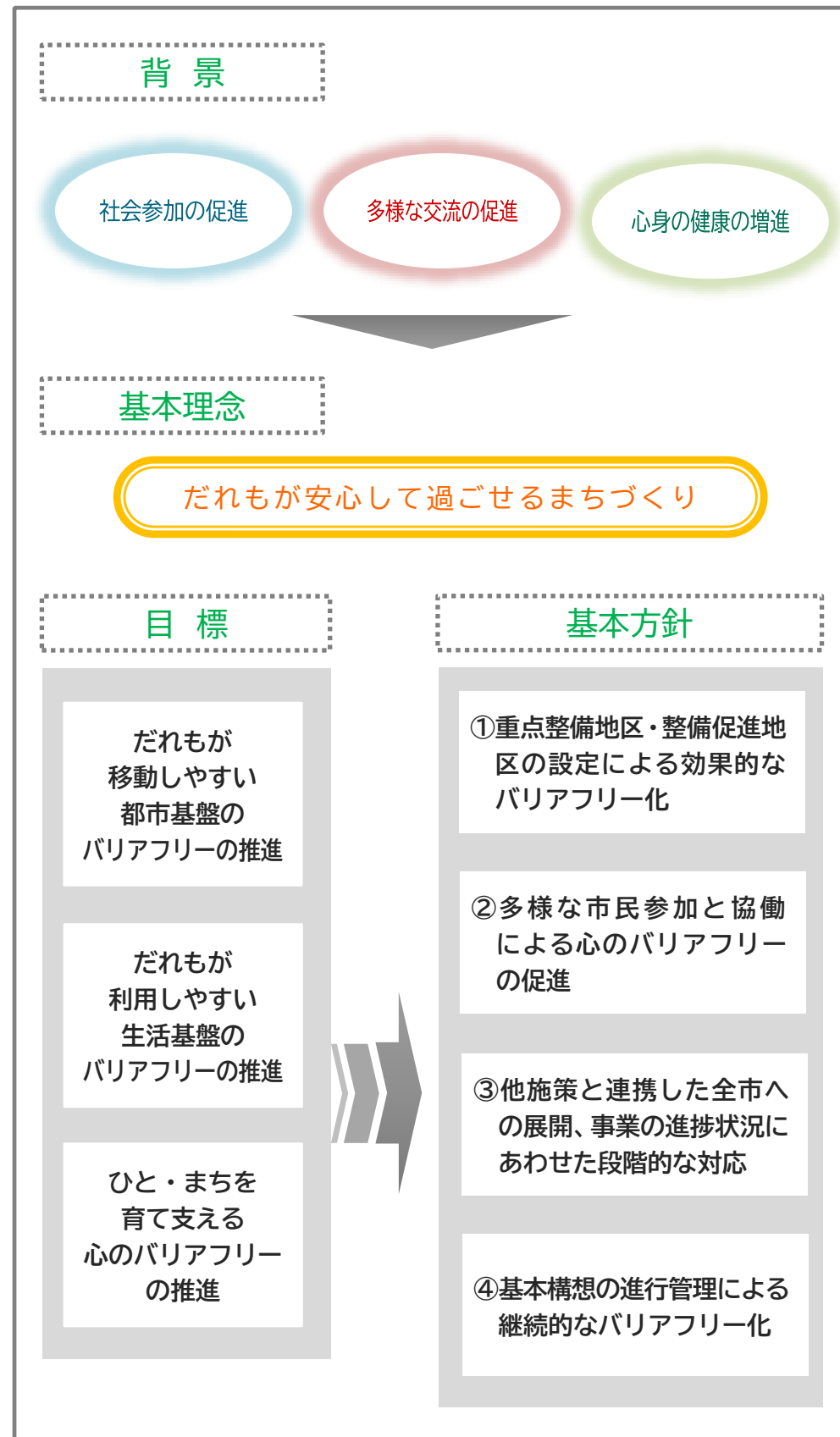
2. 基本構想改定後の市民参加

- 今後の基本構想推進においても、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を引き続き設置し、継続的に市民意見を聴取する場を設けていきます。(右図参照)



基本構想

旧基本構想



改定に向けた課題

バリアフリー法改正に基づく理念・目標の再設定
 関連法や街づくり条例改正への対応
 対象者の拡大
 バリアフリー整備等の需要の高まりや理解促進に向けた対応

対象地区拡大の可能性検討

生活関連施設・生活関連経路の検討
 公立小中学校のバリアフリー化に向けた方針の追加

旧基本構想の未着手事業や継続事業への対応
 教育啓発特定事業の追加
 市民意見など新たな課題への対応

事業進捗率の向上に向けた対策

市民参加の仕組みづくり

改定の方向性及び方針

理念・目標の充実

全市的なバリアフリー化の推進
 重点整備地区等におけるバリアフリー化の深化

生活関連施設・生活関連経路の充実

ハード・ソフトの一体的な取組に向けた事業推進

事業推進体制の構築

市民参加の充実

改定の体制

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会

市民部会等 事業者 庁内

バリアフリー化の方針

全市的なバリアフリー化の推進

■市民・事業者・行政による取組

■市による取組

重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

■重点整備地区

公共交通や道路を中心としたバリアフリー化による移動環境の向上

北茅ヶ崎駅のバリアフリー化による利便性の向上

沿道の建築物等のバリアフリー化による連続性の確保

市立病院とバス停留所の一体的なバリアフリー化の推進

公共サイン整備の推進

市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進

来街者が安心して訪れることができる観光バリアフリーの推進

■整備促進地区
香川駅周辺地区

交通結節点として公共サインガイドラインに基づくサイン等の整備

道路移動等円滑化基準に準じた歩道整備

複線化等に関する鉄道事業者への働きかけ

辻堂駅周辺地区

移動の起点となる辻堂駅に公共サインガイドラインに基づくサイン等の整備

事業・取組

市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業

心のバリアフリーの推進

施設整備に伴うバリアフリー化の推進

公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進

安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進

市が主体となって取り組む事業

心のバリアフリーの推進

情報のバリアフリーの推進

人的対応・接遇の推進

小中学校のバリアフリー化の推進

施設等のバリアフリー化の推進

災害・緊急時におけるバリアフリー化

イベント・会議・講演等におけるバリアフリー化の推進

バリアフリー整備等に係る予算への対応

特定事業等

公共交通特定事業

道路特定事業

交通安全特定事業

建築物特定事業

路外駐車場特定事業

都市公園特定事業

海水浴場

(その他の事項)

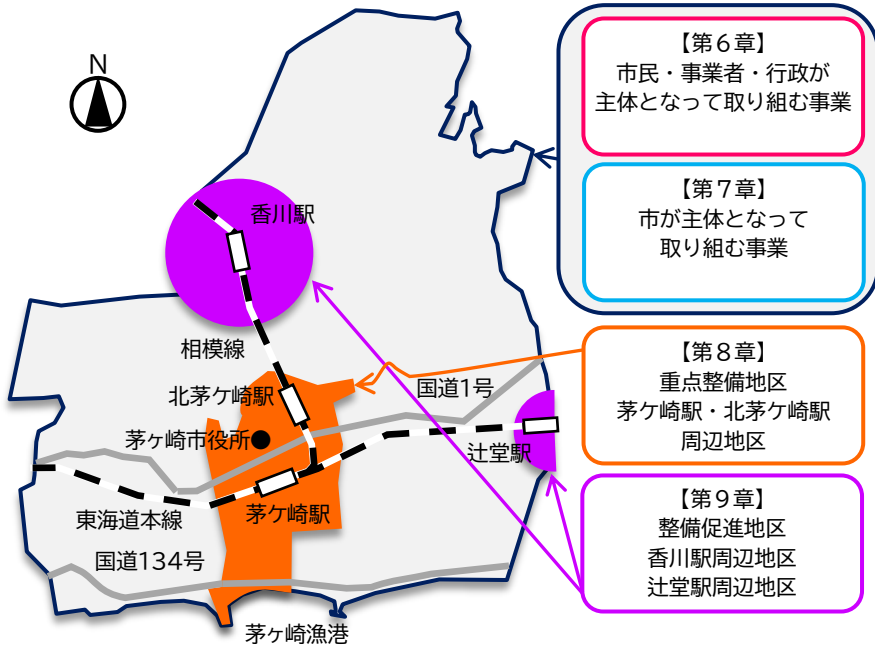
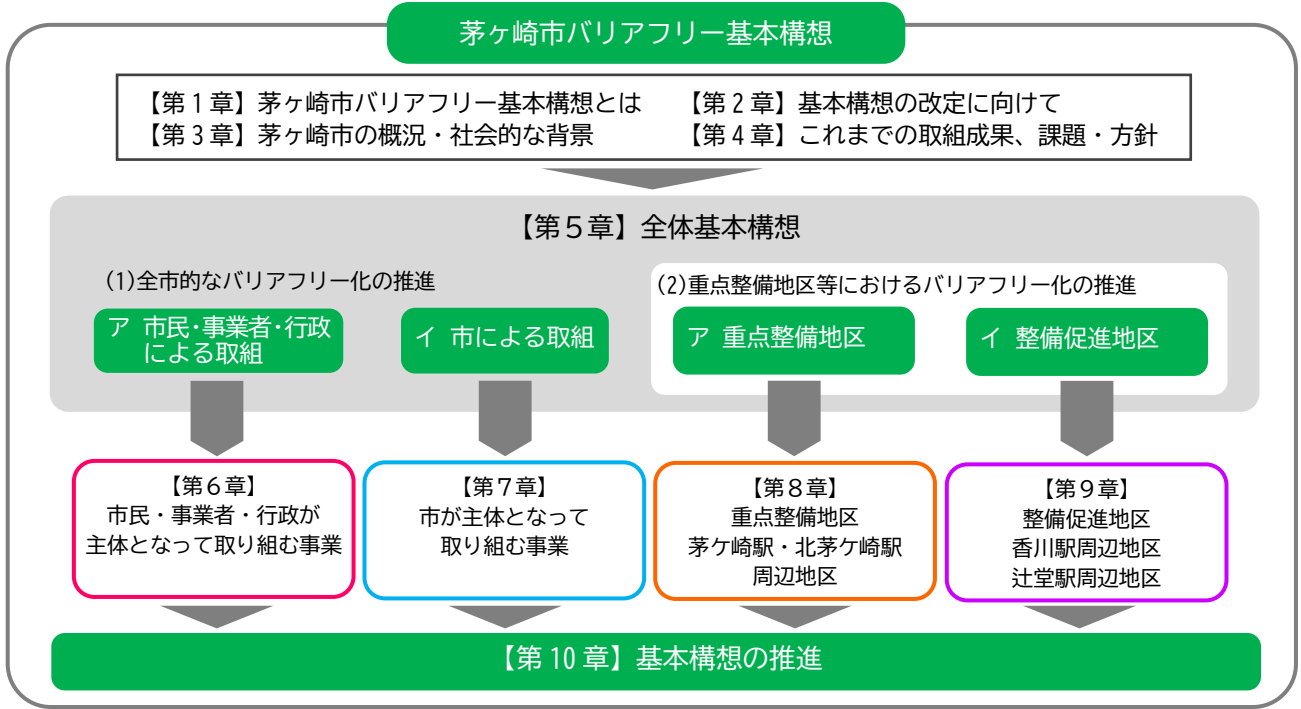
商店街 公共サイン

心のバリアフリー

教育啓発特定事業

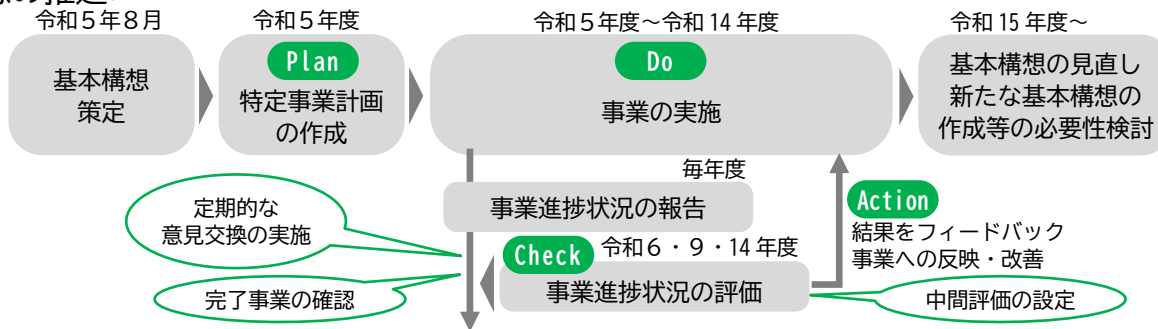
基本構想の推進(令和5~14年度)

<基本構想の枠組み>

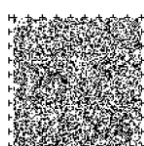


- <本市におけるバリアフリー化の特徴>
- ① 対象者の拡大
高齢者、障がい者、けが人、妊産婦（バリアフリー法に基づく対象者）
+
ベビーカー利用者、子連れ、外国人、性的マイノリティ、観光客など（本市独自の対象者）
 - ② 対象範囲の拡大
重点整備地区（バリアフリー法に基づき定める地区）
市が主体となって取り組む事業
整備促進地区（本市が独自に定める事業や地区）
 - ③ 推進体制
定期的な意見交換、中間評価の設定

<基本構想の推進>



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び市民部会等による基本構想の推進



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想 概要版 令和5(2023)年8月作成
 発行 茅ヶ崎市 都市部都市政策課 電話 0467-81-7181 (直通)
 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 ファックス 0467-57-8377
 ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
 メールアドレス toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp